

特定健康診査について



1. 対象者

4月1日～3月31日までに、40歳～74歳になる家族

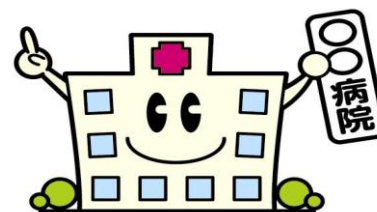
2. 対象健診機関

下記①、②での特定健診は、健康保険組合の発行する**受診券**が必要です。

- ① お住まいの地域の市区町村が実施する住民健診
事前に住民健診を実施する市区町村へ健康保険組合の発行する**受診券**で受診できるかご確認ください。(受診できない住民健診があります。)
- ② 一般病院
事前に一般病院へ健康保険組合の発行する**受診券**で特定健診が受診できるかご確認ください。(受診できない病院があります。)

3. 費用

無料です。



4. 申込方法及び特定保健指導について

- ① 受診券をご希望の方は、申込書(被扶養者特定健康診査申込書)に必要事項を記入して健康保険組合へ直接郵送、FAX、又は被保険者経由で健康保険組合へ提出してください。
申込書は、事業所健康保険組合窓口、夢ねっと内ライブラリ、健康保険組合ホームページ、又は健康保険組合へ直接請求してください。
- ② 健康保険組合で申込書を受付後、折り返し「受診券」をご自宅へ郵送いたします。
- ③ 健診当日、健康保険証と受診券を健診機関へお渡し下さい。
- ④ 健診結果は受診者本人と健康保険組合へ通知されます。
- ⑤ 健診結果により、特定保健指導を受けていただく方を健康保険組合で選出し、対象者へ特定保健指導を受ける場合に必要な「利用券」や「ご案内」を送付いたします。
- ⑥ 特定保健指導も負担費用はありません。無料です。
- ⑦ 6ヵ月後、特定保健指導の結果が医療機関より健康保険組合へ提供されます。

【必ずお読みください】

健診結果が医療機関より健康保険組合へデータ提供されますことをご了承のうえ、お申し込みください。

お預かりしたデータは不二サッシ健康保険組合プライバシーポリシーに基づき、厳重なる管理を行い利用目的以外の使用はいたしません。